

令和6年度第1回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和6年7月26日(金) 午前10時00分～午前11時45分
*場所	対面(福利健康会議室)・オンライン(ZOOM)開催
*次第	I 開会 II 教育推進部長挨拶 III 報告事項 (1) 文京区指定有形文化財(建造物)「講安寺本堂及び庫裡」の現状変更について (2) 文京区内の新規指定・登録文化財について IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、副島弘道、岩淵令治、山崎祐子) 事務局(吉田教育推進部長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 審議会の会議運用について 資料第2号 文京区指定有形文化財(建造物)「講安寺本堂及び庫裡」の現状変更について 資料第3号 文京区内の新規指定・登録文化財について

I 開会

II 教育推進部長挨拶

III 報告事項

(1) 文京区指定文化財の指定について(審議)

事務局が資料第2号に基づき、「講安寺本堂及び庫裡」の現状変更について説明を行った。

《会長》ただいまのご説明について、建造物をご専門の委員より補足事項やご意見等はありませんでしょうか。

《委員》本件の大きな問題としては、建物全体の調書が無く、どこが文化財の指定範囲なのかを明確にできていないことが挙げられます。

また、かねてより所有者側から庫裡が現状の生活に合わないとの申し出を頂いており、文化財としてどのような改修が認められるのか、協議を重ねてきました。そういった中で令和4年度にチタン瓦への葺き替えに関する要望があり、審議会としては文化財的価値を持続させるものとはいえないとの結論を出したところですが、それを受けて所有者側から、庫裡を現状の生活に合った形で改修したいとの要望が改めて出てきました。

こちら原則としては文化財の改修なので、現状変更に当たります。そして、当然ながら文化財として重要な部分は手を加えず残していただく必要

があります。そこで、教育委員会の方で、文化財として保存・保全していくべき範囲を明確化するための調査を実施しました。その結果、資料第2号の5枚目、黄色破線の範囲内は基本的に江戸期のもので、手を加えてはいけない範囲であり、その他の範囲は基本的に明治以降の生活の中で改変された部分であると判断できましたので、これらを前提に協議を進めてきたところです。

そして、今回提出された現状変更協議書ですが、資料第2号の3枚目をご覧いただくと庫裡の改修計画案が元にあることが分かると思います。事務局の説明にもあったように、6畳の和室やお手洗い、浴室などは近代以降の生活の改変に伴って改修された部分で、先ほど述べた手を加えてはいけない範囲からも外れておりますので、古材を残すという前提に立てば、この計画自体の是非はともかくとして、文化財的価値のある部分は守られているとあって良いのではないかと考えました。ただし、いくら古い部材を内包しているといっても、文化財的価値が軽視されてしまうような外観のデザインは適さないため、特に開口部については古い形式を踏襲する形でデザインしていただくようお願いしています。

《委員》「お伝えしている」というのは、教育委員会が所有者に伝えているということですか。委員はどのような立場で協議に参加されているのでしょうか。

《事務局》最終的な意見や判断は、教育委員会から所有者側にお伝えしています。委員には、建造物のご専門という立場から協議の際に指導・助言をしていただくよう、区の方から依頼をしております。

《委員》所有者との協議の場では、誰がどういった立場からどのように意見を伝えるのか、そこをきちんと明確化していただく必要があると思います。

また、委員のご説明そのものについても、本来であれば事務局の方からご説明いただいたうえで、委員に補足していただくような事項だと考えます。

《会長》私も、先ほどの委員のご説明は、本来であれば事務局よりお話しいただくべき事項だったかと思います。

整理しますが、前提として、資料第2号は所有者から提出されたものという認識でよろしいでしょうか。

《事務局》資料第2号の2枚目、「現状変更協議書」以降は所有者から提出されたものです。なお、保存・保全部分を明らかにする調査は区が委託したのですが、その調査結果を所有者の方で今回の協議資料としてまとめました。

《会長》分かりました。

改めて確認ですが、今回の現状変更協議は報告事項でありながらも、審議会としての意見をこの場で問われているという認識でよろしいでしょうか。

《事務局》ご認識のとおりです。

《会長》分かりました。

保存・保全・その他の範囲の設定についての調査を区から委託したのであれば報告書が出されていると思いますが、それと今回の資料は同じものですか。

《事務局》同じものです。平成 31 年の調査では保存・保全すべき古い範囲を明らかにし、令和 5 年度の調査では古い絵図や図面と現状を比較しながら部材の新旧を明らかにしました。これらの報告書を所有者に提供したうえで提出されたものが今回の資料です。報告書を回覧します。

(調査報告書を各委員に回覧。)

《会長》分かりました。今回の資料では調査結果だけが示されていますが、審議会として意見を述べる以上は、根拠や調査そのものの妥当性も検証しておく必要があると思います。

《委員》先ほど指定範囲が明確になっていないとお話がありましたが、前提として、この建物がどういう基準や内容で指定されたのかを提示されない限りは現状変更の妥当性も判断できないと思うのですが、指定当時の記録は残っていないのでしょうか。

《事務局》昭和 52 年当時の本堂に関する調査報告書が残っており、庫裡についても若干の記述がありますので、回覧いたします。

(調査報告書を各委員に回覧。)

《委員》庭園部分を新築庫裡の予定地としていますが、私が気になるのは、本来は庭園まで含めて指定すべきだったのにできていなかったのではないかということと、どうしても庭園を壊すのであれば壊す前に記録をとる必要があるのではないかということです。

《事務局》恐らく、昭和 52 年当時は図面もなく、建造物を範囲で指定するという考え方がなかったので、あくまで「本堂及び庫裡」の指定であり、庭園部分は指定範囲には含まれていません。

《会長》指定範囲外は現状変更協議の対象にならないのかもしれませんが、あくまで意見として、庭園も大事なものかもしれないので、壊すのであれば記録を取っていただく必要があるのではないかということをお伝えしても良いと思います。

まとめますと、①調査結果だけでなく、それに至るプロセスの妥当性を検証する必要があること、②昭和 52 年にどのようなイメージを持ってこの建物を指定したのかを確認する必要があること、③庭園については記録を残すなど配慮を求めることの 3 点がポイントとなるかと思います。

《委員》一点、気になったのですが、新築庫裡を建てる際になぜ敷地分筆が必要になるのでしょうか。

《事務局》確認させていただきます。

《委員》もう一点、講安寺の境内に教育委員会が設置した看板には、「寺院の住宅部分は、改築や新築が頻繁で、昔の姿で残るのは極めて珍しい。ここは幕末（寄進札に文久元年— 一八六一）のものとはいえ、客殿、庫裏が残り、江戸期の形式をよく保存している。さらに、寺門は戦後再建されたものであるが、旧形式が保たれている。寺門、本堂、客殿や庫裏に至るすべてが旧規をよく保存し、まれにみる第一級の文化財といえよう。」と書かれています。これはどこから出てきた文章なのですか。

《委員》昭和 52 年の調査報告書を確認しているところですが、「評価」という部分に似たような文章が出てきます。そこで少し気になるのが、「旧形式が保たれている」、「旧規をよく保存し」という文言です。そこだけ読むと、近代になって改変がされてもなお江戸時代の様子をよく残している、とも取れるので、近代の改変も完全に否定している訳ではないということになり、江戸期以外であっても一概に壊して良いとはいえないように思えます。

《委員》文化財とはいえ、庫裡は生活空間としても使用されており、生活スタイルや価値観は時代とともに変わっていくということも考慮する必要があります。古い部材をきちんと保存するのは大前提ですが、それ以外の部分を生活の維持のために改修していくことはやむを得ないのではないかと、という方向で協議を重ねてきたところ です。

《委員》分かりました。今日の審議会に出た意見は所有者にお伝えいただくと良いと思います。

《会長》まとめますと、①指定時の調査報告書に文化財の評価として「寺門、本堂、客殿や庫裏に至るすべてが旧規をよく保存し」と書かれている訳ですから、その本質的価値を著しくき損しないような形で計画していただきたいということと、②庭園を壊すしかないのであれば記録を残すなど配慮を求めることの 2 点を意見としてお伝えする形がよろしいのではないのでしょうか。
(異議なし)

(2) 文京区内の新規指定・登録文化財について

令和 4、5 年度に新規指定・登録された文化財について、事務局が資料第 3 号に基づき説明を行った。

《会長》何かご質問等はございますか。

(なし)

IV 閉会

《会長》これもちまして、令和 6 年度第 1 回文化財保護審議会を閉会とします。